

○優良地域警察活動に対する表彰の上申基

準について (平成5年10月15日
岩防犯発第229号 警察本部長
岩警務発第62号)

各警察署長

地域警察活動を正しく評価して、積極的に表彰を行い、勤務意欲の高揚を図るため、次のとおり優良地域警察活動表彰上申基準を定めたから適正な運用を図られたい。

なお、「優良外勤警察活動に対する表彰の上申基準について」(昭和53年3月10日付け岩警備発第31号、岩警務発第19号)は廃止する。

記

1 優良地域警察活動表彰上申基準

優良地域警察活動に対する表彰上申基準は、岩手県警察表彰に関する訓令(昭和49年警察本部訓令第9号)によるほか、次の各号に掲げる地域警察活動を行い、顕著な功労があると認められる事案とする。

- (1) 住民の要望、苦情、不安、困窮等を適切に把握し、これを解決して地域住民の信頼を高めた活動
- (2) ミニ広報紙の継続発行等によって、適切な地域安全情報の提供を行い、警察活動に対する地域住民の関心や意識を高め、犯罪や事故の防止に効果を上げた活動
- (3) 保護を必要とする高齢者等の生活相談又は奉仕活動によって、日常生活の安全を確保し、地域住民に感謝され警察への信頼を高めた活動
- (4) 地域団体の指導育成等により犯罪や事故の防止に効果を上げ、地域住民から信頼された活動
- (5) 地域住民との良好な関係及び良好な環境づくりのため、効果的な触れ合い活動を推進して地域住民に感謝され、警察の信頼を高めた活動
- (6) 適切な実態掌握活動又は地域情報活動により成果を上げた活動
- (7) その他有効適切な地域警察活動を推進し、成果を上げた活動で表彰に相当する活動

2 基準該当者上申に当たっての留意事項

- (1) 本基準による表彰対象は、功労があると認められる地域警察官又は所管区等とする。
- (2) 基準該当者の表彰上申に当たっては、本基準に基づいて、功労事実を慎重に吟味するとともに、該当者は、漏れなく上申するよう配意すること。